

利用申込に関する同意書

以下の項目をよくお読みいただき、確認欄に☑を記入してください。

No.	項 目	確認欄
1	入所希望月が希望施設の入所可能月齢に達していない場合、選考はできません。	☐
2	希望施設に空きがない場合でも申込みはできますが、空きが出るまでの期間は選考されません。	☐
3	申込書や保育が必要であることを証する書類に不備がある場合、選考上影響する場合があります。	☐
4	育児休業給付金の延長手続きなどで申込書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。	☐
5	利用申込の有効期間は、最初に申込みを行った受付期間を含め12回の受付期間が経過するまで有効です。 有効期間満了後は新たに申込みが必要です。内定となった場合は有効期間内であってもその時点で選考は終了します。	☐
6	結果については初回のみ通知します。次回以降は内定となったときのみ通知します。	☐
7	内定した入所月を先送りすることは、施設の運営に影響を与える恐れがあるためできません。	☐
8	内定後、入所までの間に申込内容(就労状況など)に変更があった場合、内定が無効となる場合があります。	☐
9	保育施設を利用するために必要な要件がなくなった場合、退所となります。	☐
10	【予約申込をされた方】 育児休業の終了に伴う復職や就労予定などを理由として予約申込制度を利用された方が、入所までの間に予約要件がなくなった場合、内定は無効となります。	☐
11	【転入予定の方】 入所月の初日までに高崎市での住民登録がされない場合、申込みが無効となります。	☐
12	【就労予定・就学予定の方】 就労(就学)開始日以降に就労証明書(就学の場合は在学証明書と時間割)を改めて提出してください。	☐

上記内容を確認して、全て同意の上で利用申込を行います。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

申込児童氏名 _____
